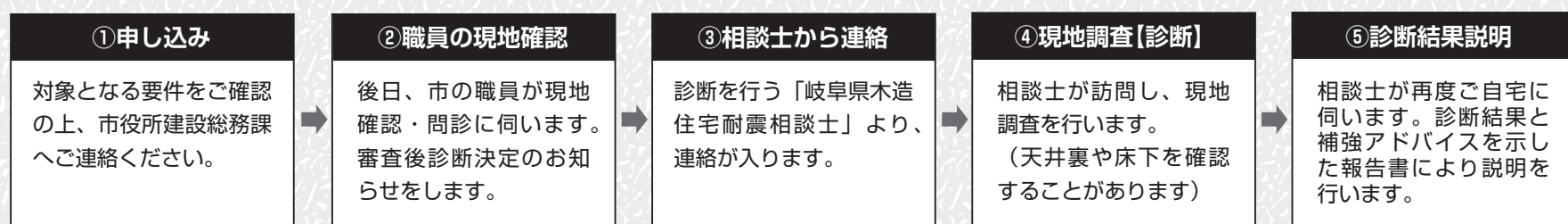


木造住宅無料耐震診断を実施します

木造住宅の耐震診断を希望する市民の皆さんに対し、県に登録された「岐阜県木造住宅耐震相談士」を派遣し、無料で耐震診断を実施します。
自分が住んでいる住宅がどのような状態になっているのかを知るため、耐震診断を受けましょう。
制度の詳細については、市ホームページ(記事ID:1608)をご覧ください。

次の各要件を満たす場合が対象となります。

- ◎ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ◎ 住宅の所有者が実施するもの
- ◎ 併用住宅の場合は、延べ面積の過半が住宅の用に供されているもの ほか



耐震診断結果について

住宅の耐震性能を「耐震評点」で表します。

【耐震評点】

- 1.5 超える : 倒壊しない
- 1.0 ≤ 1.5 : 一応倒壊しない
- 0.7 ≤ 1.0 : 倒壊する可能性がある
- 0.7 未 満 : 倒壊する可能性が高い

診断評点1.0未満と判定された木造住宅には、次の3つの支援制度があります。

- ・木造住宅耐震改修工事費補助
- ・木造住宅耐震リフォーム工事費補助
- ・木造住宅除去工事費補助

申 込 方 法

建設総務課または各振興事務所に備えつけの耐震診断申込書に必要事項をご記入の上、提出してください。



【問合先】建設総務課 ☎53-2010 (内線115)

農地パトロール(利用状況調査)を実施します



1. 利用状況調査(農地法第30条)

農業委員会では農地法に基づき、全ての農地を対象に利用状況調査を実施しています。

農地への立ち入りやお話を伺うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 調査対象：全ての農地
- 調査期間：令和3年9月から10月まで

2. 利用意向調査(農地法第32条)

利用状況調査の結果、「再生可能な遊休農地」と判定した場合は、所有者などに対して利用意向調査書を送付します。調査書が届いたら、回答期限までに農業委員会事務局へご提出ください。

- 調査対象：再生可能な遊休農地所有者など
- 調査時期：令和3年11月頃

遊休農地とは…

- ◆1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地
- ◆周辺の農地と比べて低利用となっている農地

【問合先】
農務課 ☎53-2010 (内線157)

精神科医師による心の相談

日時・会場
8月31日(火)下呂保健センター
9月28日(火)馬瀬中央公民館
※時間は、14時30分～16時です。

◆対象者
主治医のいない人

【問合・予約先】
飛騨保健所
☎0577-333-1111 (内線312)

行政書士による相談

(無料・要電話予約)

日時・会場
8月19日(木)下呂福祉会館
9月16日(木)星雲会館
※時間は、13時～16時です。

◆相談内容
相続・遺言手続き・農地転用・各種許認可申請手続きなど

【問合・予約先】
岐阜県行政書士会
☎058-263-6580



8・9月の相談日 秘密厳守

一人で悩まないで！
なんでもお気軽にご相談ください。

●よろず相談
(無料・予約することもできます)
9月7日(火)金山振興事務所

●弁護士による法律相談
(無料・要電話予約)
8月25日(水)社協本部(萩原町)
9月8日(水)下呂福祉会館
9月22日(水)社協本部(萩原町)

●弁護士による高齢者・障がい者のための法律相談(前日までに要電話予約・一定の基準を満たす人は無料)
9月2日(木)小坂健康ふれあいセンター
※時間はどの相談も13時～16時です。

【問合・予約先】
生活サポート相談センターすまいるげろ
☎23-0783(ゼロなやみ)



避難行動要支援者名簿への 登録と名簿の活用

名簿への登録

市では、災害時の避難などで手助けを必要とする人を地域で支援する体制を作るため、避難行動要支援者名簿の作成を行っています。

この名簿は、登録を希望し、自らの情報を地域などへ提供することと同意した人ならどなたでも登録できます。いざという時、地域の力が頼りとなります。ぜひ名簿に登録し、地域の人に自分のことを知っておいてもらいましょう。

○登録する情報

住所、氏名、緊急連絡先、避難時に配慮してほしいことなど

○名簿閲覧者

自治会役員、民生委員、消防団員、防災士など
(避難支援や見守り活動に関わる人に限定)

※登録を希望される人は、同意書の提出が必要です。同意書の用紙は、社会福祉課、各振興事務所、市ホームページで入手できます。

名簿の活用

9月5日(日)には下呂市総合防災訓練を実施します。各自治会の訓練内容に避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を計画していただくなど、災害発生時の避難行動に備え、各地域で名簿の活用をお願いします。

【問合せ先】 【登録】 社会福祉課 ☎ 52-3936 (内線 606)
【活用】 危機管理課 ☎ 24-2222 (内線 271)

新型コロナ感染予防対策の徹底を！

感染力が非常に強い変異ウイルス（デルタ株）が増加しています。マスクの着用、手洗い・消毒、「密」の回避、体調管理といった、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。

ワクチン接種後も油断しないで！

ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。また、ワクチンを接種して免疫がつくまでに12日程度かかり、免疫がついても発症予防効果は100%ではありません。ワクチン接種後も引き続き、感染予防対策の継続をお願いします。

熱中症予防

屋外で人との十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合は、マスクをはずすようにしましょう。

【問合せ先】 健康医療課 ☎ 53-2101 (内線 627)

無料なんでも相談会

(労働相談や生活・金融・保障などの相談)

労働問題、不動産問題、相続、債権、税金、離婚、交通事故 など

弁護士・税理士・司法書士による「無料相談会」を開催します。

開催日▶ 9月4日(土) 9:00～12:00(当日受付9:00～11:20まで)

開催場所▶ 下呂市民会館(第1、2、3研修室)

申込方法▶ お電話にて事前にお申し込みください。

☎ 0577-57-7211 (労福協 飛騨支部)

申込期間▶ 8月30日(月)～9月3日(金)

9:00～12:00、13:00～15:00

※弁護士による「なんでも法律相談」は6人限定(予約制)

【問合せ先】 商工課 ☎ 24-2222 (内線 162)
岐阜県労働者福祉協議会飛騨支部 ☎ 0577-57-7211



岐阜県広報



岐阜県からのお知らせ



情報ボックス



県広報は県公式ウェブサイト、広報紙ポータルサイト「マイ広報紙」・「岐阜イーブックス」、広報紙アプリ「マチイロ」でも公開中！
※掲載している二次元コードは、スマートフォンの機種やアプリなどによって、読み込めない場合があります



防災の日、防災週間に確認を！
自分の身は自分で守る、災害時の備え

9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」です。近年、自然災害が多発している日本では、備蓄品の確保や防災訓練への参加など、日頃からの備えが重要です。家具の固定のほか、避難場所や家族との連絡方法の確認など、この機会にしっかりと災害に備えましょう。

●問／お住まいの市町村または県庁防災課
☎058(272)8189



TASCぎふコラボ展vol.7
そうぞうのパッケージ2を開催します

福祉施設とアーティストがチームを組み、対面することなく段ボール箱の中の造形物を共同制作しました。その制作した作品と工程を展示します。

●とき／9月11日(土)～10月24日(日)
9:00～17:00※入場無料
●ところ／ぎふ清流文化プラザ(岐阜市)
●問／TASCぎふ ☎058(233)5377

TASCぎふ 検索

【お知らせ】新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベント等の中止または変更になる場合があります。



動物愛護センター
フェスティバルを開催します

犬猫ふれあい体験、動物クイズ、動物工作、獣医師の仕事体験など、楽しい催しが盛りだくさんです。※入場無料

●とき／9月23日(木・祝) 13:00～15:30
●ところ／県動物愛護センター(美濃市)
●定員／50人(事前予約制・先着順)
●申込方法／電話
●申込先／問／岐阜県動物愛護センター
☎0575(34)0050

岐阜県動物愛護センター 検索



モレラ岐阜で
地産地消フェアを開催します

地元で採れた旬の農産物を県民の皆様に広く知っていただくため、下記のとおり「地産地消フェア」を開催します。

●とき／9月18日(土)～20日(月・祝)
●ところ／パロー モレラ店(本巣市)
●問／県庁農産物流通課
☎058(272)8417

地産地消ぎふ 検索

スマホやタブレットで
広報紙が読める



広報紙をPC・スマホで
@マイ広報紙



電子書籍ポータルサイト
@岐阜イーブックス



マチを好きになるアプリ
@マチイロ

新型コロナウイルス感染症 拡大防止の徹底を

感染拡大防止のため、マスクの着用、手指の衛生、密の回避、体調管理をしっかり行いましょう。また、マスク着用時は激しい運動を避け、こまめに水分補給するなど熱中症予防とコロナ対策を両立しましょう。最新情報は、県公式ウェブサイトや県公式Twitter(@gifucovidnews)でご確認ください。

※強化週間以外の日でも、平日8時30分から17時15分まで相談に応じています

(相談、通話料無料・秘密厳守)
法務局職員

☎ 0120・007・110

◎月～金曜日は8時30分～19時
◎土・日曜日は10時～17時
◎相談担当者は人権擁護委員、



「子どもの人権110番」強化週間

8月27日(金)～9月2日(木)

